



愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成17年7月1日金曜日 第1672号

◇ 目次 ◇

愛媛県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則..... 691

告 示

指定居宅支援事業者の指定.....	709
農業委員会交付金等交付規程の一部改正.....	709
土地改良区の定款変更の認可（6件）.....	709
県営土地改良事業の事業計画書の縦覧（3件）.....	710
市営土地改良事業の施行の同意.....	710
漁業の許可又は起業の認可の申請期間（2件）.....	710
愛媛県工事執行規程の一部改正.....	711
愛媛県普通河川管理条例に基づく認定河川の廃止.....	711
道路の区域変更（県道名駒友浦線）.....	711
道路の供用開始（"）.....	712
道路の区域変更（県道松山東部環状線）.....	712
道路の供用開始（"）.....	712
道路の区域変更（一般国道494号）.....	712
土地区画整理組合の事業計画の変更の認可.....	713
愛媛県屋外広告物審議会規程の一部改正.....	713
知事が定める地域等の指定の一部改正.....	713

訓 令

愛媛県庁事務決裁規程等の一部を改正する訓令..... 714

公 告

争議行為の通知の公表..... 715

公営企業公告

土地の売払い（2件）..... 715

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

規 則

○愛媛県規則第56号

愛媛県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年7月1日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

愛媛県屋外広告物条例施行規則（昭和39年愛媛県規則第93号）の一部を次のように改正する。

第1条に見出しとして「（趣旨）」を付する。

第2条に見出しとして「（許可の基準）」を付し、同条中「第5条第2項」を「第6条第2項」に改める。

第3条を削る。

第4条に見出しとして「（適用除外の基準）」を付し、同条第2項中「正副2通」を「正本1通及びその写し1通」に

改め、同条第3項を削り、同条を第3条とする。

第4条の2に見出しとして「（堅ろうな既存広告物等の特例）」を付し、同条第1項中「既存広告物の」を「既存広告物等の」に改め、同条第2項中「第4条」を「第5条」に、「第5条」を「第6条」に改め、同条を第4条とする。

第9条から第12条までを削る。

第8条に見出しとして「（許可の更新の申請の期限）」を付し、同条中「許可の」を「条例第6条第5項（条例第7条第6項及び第11条第2項において準用する場合を含む。）の規定による許可の」に改め、同条を第9条とし、同条の次に次の3条を加える。

（広告物等を保管した場合の公示の場所）

第10条 条例第20条第1項第1号に規定する規則で定める場所は、保管した広告物等が表示され、又は設置されていた場所を管轄する地方局建設部又は土木事務所の掲示板とする。

（保管物件一覧簿）

第11条 条例第20条第2項に規定する規則で定める様式は、保管物件一覧簿（様式第10号）によるものとする。

2 条例第20条第2項に規定する規則で定める場所は、保管した広告物等が表示され、又は設置されていた場所を管轄する地方局建設部又は土木事務所とする。

（保管した広告物等を売却する場合の手續）

第12条 条例第22条第2項の保管した広告物等の売却の手續は、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）の定めるところによる。

第7条中「広告物又は広告物を掲出する物件」を「広告物等」に、「はりつけ」を「はり付け」に改め、同条を第8条とする。

第6条の前に見出しとして「（許可証票等）」を付し、同条第1項中「第5条第1項」を「第6条第1項」に、「様式第6号」を「様式第8号」に、「様式第7号」を「様式第9号」に改め、同条を第7条とする。

第5条に見出しとして「（申請又は届出）」を付し、同条第1項第1号中「第5条第1項」を「第6条第1項」に改め、同項第3号中「第12条第1項」を「第14条第1項」に、「広告物等」を「広告物又は掲出物件（以下「広告物等」という。）」に改め、同項第4号中「第12条第2項」を「第14条第2項」に、「様式第4号の2」を「様式第5号」に改め、同項第5号中「第12条第3項」を「第14条第3項」に、「様式第4号の3」を「様式第6号」に改め、同項第6号中「第12条第4項」を「第14条第4項」に、「第15条第3項」を「第17条第3項」に、「様式第5号」を「様式第7号」に改め、同条第2項を削り、同条を第6条とする。

第4条の3に見出しとして「（軽微な変更又は改造）」を付し、同条第1号中「広告物等」を「掲出物件」に改め、同条第2号中「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に改め

、同条を第5条とする。

第18条の見出し中「条例第5条第1項第1号に掲げる」を削り、同条中「第25条第14号」を「第48条第18号」に、「第4条第2項」を「第3条第2項」に改め、同条を第31条とする。

第17条に見出しとして「(認定の手續)」を付し、同条第1項中「第22条第1項第3号」を「第39条第1項第5号」に、「様式第15号)を」を「様式第22号)に次に掲げる書類を添えて、」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 次項第1号の実務経験を証明する書類
- (2) 過去5年以内に屋外広告物に関する法令に違反していないことを誓約する書類

第17条第2項中「の各号」を削り、同条第3項中「様式第16号」を「様式第23号」に改め、同条を第25条とし、同条の次に次の5条を加える。

(標識の掲示)

第26条 条例第40条に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 法人である場合にあつては、その代表者の氏名
- (2) 登録年月日
- (3) 業務主任者の氏名

2 条例第40条に規定する標識は、屋外広告業者登録票(様式第24号)によるものとする。

(帳簿の記載事項等)

第27条 条例第41条に規定する営業に関する事項で規則で定めるものは、次に掲げる事項とする。

- (1) 注文者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称及び事務所の所在地)
- (2) 広告物の表示又は掲出物件の設置の場所
- (3) 表示した広告物又は設置した掲出物件の名称又は種類及び数量
- (4) 表示又は設置の年月日
- (5) 請負金額
- (6) 業務主任者の氏名

2 前項各号に掲げる事項が電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物(以下「磁気ディスク等」という。)に記録され、必要に応じ屋外広告業者の営業所において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて条例第41条の規定により屋外広告業者が備える帳簿(以下「帳簿」という。)への記載に代えることができる。

3 帳簿(前項の規定により記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスク等を含む。以下同じ。)は、広告物の表示又は設置の契約ごとに作成しなければならない。

4 屋外広告業者は、帳簿を各事業年度の末日をもつて閉鎖し、閉鎖後5年間営業所ごとに保存しなければならない。(屋外広告業者監督処分簿)

第28条 条例第44条第1項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 処分を受けた屋外広告業者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地)並びに登録番号

(2) 処分の根拠となつた条例の条項

(3) 処分の原因となつた事実

(4) その他参考となる事項

2 屋外広告業者監督処分簿は、処分ごとに作成するものとし、その保存期間は、それぞれ当該処分の日から5年間とする。

3 条例第44条第2項の規定により屋外広告業者監督処分簿を閲覧に供するため、土木部道路都市局都市計画課内に屋外広告業者監督処分簿閲覧所を置く。

4 第19条第2項から第7項までの規定は、屋外広告業者監督処分簿の閲覧について準用する。

(身分証明書)

第29条 条例第45条第2項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書(様式第25号)によるものとする。

(許可手数料)

第30条 条例第47条第1項第1号の規定による手数料の額は、別表第3のとおりとする。

第16条に見出しとして「(屋外広告物講習会修了証明書の交付)」を付し、同条中「様式第14号」を「様式第21号」に改め、同条を第24条とする。

第15条に見出しとして「(講習会の課程の免除)」を付し、同条第1項中「の各号」を削り、「第13条第3号」を「第21条第3号」に改め、同項第3号中「第54条第1項」を「第44条第1項」に改め、同条第2項中「同項各号」の下に「のいずれか」を加え、同条を第23条とする。

第14条に見出しとして「(講習会の受講手續)」を付し、同条中「様式第13号」を「様式第20号」に改め、同条を第22条とする。

第13条に見出しとして「(講習会の開催)」を付し、同条中「第21条第1項」を「第38条第1項」に改め、「の各号」を削り、同条を第21条とする。

第12条の次に次の8条を加える。

(受領書)

第13条 条例第24条に規定する規則で定める様式は、受領書(様式第11号)によるものとする。

(身分証明書)

第14条 条例第25条第2項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書(様式第12号)によるものとする。

(更新の登録の申請の期限)

第15条 条例第30条第3項の規定による更新の登録を受けようとする者は、有効期間満了の日の30日前までに当該更新の登録を申請しなければならない。

(登録及び更新の登録の申請手續)

第16条 条例第31条第1項の規定による登録の申請は、屋外広告業登録(更新登録)申請書(様式第13号)により、正本1通及びその写し1通を提出してしなければならない。

2 前項の屋外広告業登録(更新登録)申請書は、県内に主たる事務所を有する者にあつては、主たる事務所の所在地を管轄する地方局長を経由しなければならない。

3 条例第31条第2項に規定する書面は、誓約書(様式第14号)によるものとする。

4 条例第31条第2項に規定する規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 登録申請者（法人である場合にあってはその役員を、営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者である場合にあってはその法定代理人を含む。次号において同じ。）の略歴を記載した書面
 - (2) 登録申請者の住民票の抄本又はこれに代わる書面
 - (3) 登録申請者が法人である場合にあっては、登記事項証明書
 - (4) 登録申請者が選任した業務主任者が条例第39条第1項各号のいずれかに該当することを証する書面
 - (5) 登録申請者が選任した業務主任者の住民票の抄本又はこれに代わる書面
- 5 前項第1号に規定する書面は、略歴書（様式第15号）によるものとする。

（登録及び更新の登録の通知書）

第17条 条例第32条第2項の規定による通知は、屋外広告業登録（更新登録）通知書（様式第16号）によりするものとする。

（登録事項の変更の届出の届出の手続）

第18条 条例第34条第1項の規定による登録事項の変更の届出は、屋外広告業登録事項変更届出書（様式第17号）により、正本1通及びその写し1通を提出してしなければならない。

2 前項の屋外広告業登録事項変更届出書は、県内に主たる事務所を有する者にあつては、主たる事務所の所在地を管轄する地方局長を経由しなければならない。

3 第1項の屋外広告業登録事項変更届出書を提出する場合において、当該変更が次の各号に掲げるものであるときは、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

- (1) 条例第31条第1項第1号に掲げる事項の変更
 - ア 変更の届出をする者が個人である場合 住民票の抄本又はこれに代わる書面
 - イ 変更の届出をする者が法人である場合 登記事項証明書
- (2) 条例第31条第1項第2号に掲げる事項の変更（商業登記の変更を必要とする場合に限る。） 登記事項証明書
- (3) 条例第31条第1項第3号に掲げる事項の変更 登記事項証明書並びに新たに役員となる者がある場合においては、当該役員に係る住民票の抄本又はこれに代わる書面、第16条第3項の誓約書及び同条第5項の略歴書
- (4) 条例第31条第1項第4号に掲げる事項の変更 住民票の抄本又はこれに代わる書面並びに新たに法定代理人となる者がある場合においては、当該法定代理人に係る第16条第3項の誓約書及び同条第5項の略歴書
- (5) 条例第31条第1項第5号に掲げる事項の変更 第16条第4項第4号及び第5号の書面

（屋外広告業者登録簿の閲覧）

第19条 条例第35条の規定により屋外広告業者登録簿（以下「登録簿」という。）を閲覧に供するため、土木部道路都市局都市計画課内に屋外広告業者登録簿閲覧所（以下「閲覧所」という。）を置く。

2 閲覧所の休業日は、愛媛県の休日を定める条例（平成元年愛媛県条例第3号）に規定する県の休日とする。

3 閲覧所における閲覧時間は、県の執務時間とする。

4 登録簿を閲覧しようとする者は、閲覧所に備え付けてある屋外広告業者登録簿閲覧申込書（様式第18号）に必要な事項を記入し、知事の承認を受けなければならない。

5 前項の規定により閲覧の承認を受けた者（以下「閲覧者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 登録簿は、所定の場所で閲覧し、外へ持ち出さないこと。
- (2) 登録簿を亡失し、損傷し、若しくは汚損し、又はこれに加筆しないこと。
- (3) 他の閲覧者に迷惑を及ぼさないこと。
- (4) 登録簿の閲覧を終わったときは、確実に係員に返還すること。
- (5) その他係員の指示に従うこと。

6 知事は、閲覧者が前項の規定に違反し、又は違反するおそれがある場合には、その閲覧を禁止することがある。

7 登録簿の閲覧は、無料とする。

（屋外広告業廃業等届出書）

第20条 条例第36条第1項の規定による届出は、屋外広告業廃業等届出書（様式第19号）により、正本1通及びその写し1通を提出してしなければならない。

2 前項の屋外広告業廃業等届出書は、県内に主たる事務所を有する者にあつては、主たる事務所の所在地を管轄する地方局長を経由しなければならない。

別表第1第1中「第5条第1項の」を「第6条第1項の」に改め、同表第1の1の(3)中「美観風致」を「良好な景観及び風致」に改め、同表第1の2の(2)中「はり札」を「はり札等」に改め、同表第1の2の(3)中「立看板」を「立看板等」に改め、同表第1の2の(7)のウの(7)中「条例第5条第1項第6号の規定により」を削り、「平成2年国勢調査結果」を「官報で公示された最近の国勢調査の結果（以下「国勢調査結果」という。）」に改め、同表第1の2の(7)のウの(4)中「条例第5条第1項第5号に掲げる区間及び同項第6号に掲げる」を「道路及び鉄道等の知事が指定する区間並びに道路及び鉄道等から展望することができる地域で知事が指定する」に、「平成2年度国勢調査結果」を「国勢調査結果」に改め、同表第1の2の(12)中「旗及びのぼり」を「広告旗」に改める。

別表第2中「第4条」を「第3条」に改める。

別表第3中「第10条」を「第30条」に改め、同表2の項種別の欄中「はり札」を「はり札等」に改め、同表3の項同欄中「立看板」を「立看板等」に改め、同表12の項同欄中「旗及びのぼり」を「広告旗」に改める。

様式第1号中「第4条」を「第3条」に、

「

屋外広告業の届出年月日及び届出済番号

」を「

屋外広告業の登録年月日及び登録番号

」

に改め、同様式注3中「届出年月日及び届出済番号」を「登録年月日及び登録番号」に改める。

様式第2号中「第5条関係」を「第6条関係」に改め、同様式（表）中「第4条第1項」を「第5条第1項」に、「第5条第1項」を「第6条第1項」に、

「

屋外広告業の届出年月日及び届出済番号

」を「

屋外広告業の登録年月日及び登録番号

」

に、

「許可期間 年月日から 年月日まで」を

「許可期間 年月日から 年月日まで」に
 「許可手数料 (規則別表第3 に該当)」

改め、同様式(表)注4中「届出年月日及び届出済番号」を
 「登録年月日及び登録番号」に改め、同様式(裏)中「旗又
 はのぼり」を「広告旗」に改め、「(愛媛県証紙ちよう付欄
)」を削る。

様式第3号中「第5条」を「第6条」に改め、同様式(表
)中

「屋外広告業の届出年月日 及び届出済番号」を「屋外広告業の登録年月日 及び登録番号」

に改め、同様式注4中「届出年月日及び届出済番号」を「登
 録年月日及び登録番号」に改め、同様式(裏)中「(愛媛県
 証紙ちよう付欄)」を削る。

様式第4号中「第5条」を「第6条」に、

「屋外広告業の届出年月日 及び届出済番号」を「屋外広告業の登録年月日 及び登録番号」

に改め、同様式注2中「届出年月日及び届出済番号」を「登
 録年月日及び登録番号」に改める。

様式第8号から様式第12号までを削る。

様式第7号中「様式第7号」を「様式第7号(第7条関係
) 許可証印」に改め、同様式を様式第9号とする。

様式第9号の次に次の3様式を加える。

様式第10号 (第11条関係) 保管物件一覧簿

保 管 物 件 一 覧 簿								
整備番号	保管した広告物又は掲出物件			保管した広告物又は掲出物件が表示され、又は設置されていた場所	除却した年月日時	保管を始めた年月日時	保管の場所	備 考
	名称又は種類	形状	数量					

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第11号（第13条関係） 受領書

受 領 書		
年 月 日		
愛媛県知事 殿		
住 所		
受領者 氏 名 〔法人にあつては、その 名称及び代表者の氏名〕 ⑩		
電 話 () -		
返還を受けた日時		
返還を受けた場所		
返還を受けた 広告物 又は掲 出物件	整理番号	
	名称又は種類	
	形状	
	数量	
（返還を受けた金額）		

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 受領者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名することができる。

3 印の欄は、記入しないこと。

様式第12号（第14条関係） 身分証明書

（表）

第 号

身分証明書

下記の者は、愛媛県屋外広告物条例（昭和39年愛媛県条例第50号）第25条第1項の規定による立入検査等に従事する職員であることを証明する。

年 月 日

愛媛県知事

印

所 属

職 名

氏 名

年 月 日 生

（裏）

愛媛県屋外広告物条例（抜粋）

（報告徴収及び立入検査）

第25条 知事は、この条例を施行するため必要な限度において、広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者から報告若しくは資料の提出を求め、又はその命じた者をして広告物若しくは掲出物件の存する土地若しくは建物に立ち入り、広告物若しくは掲出物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

様式第6号中「様式第6号」を「様式第6号（第7条関係） 許可証票」に改め、同様式を様式第8号とする。

様式第5号中「第5条」を「第6条」に、

「

」を「

」
に改め、同様式注3中「届出年月日及び届出済番号」を「登録年月日及び登録番号」に改め、同様式を様式第7号とする。

。様式第4号の3中「第5条」を「第6条」に、

「

」を「

」
に改め、同様式注中「届出年月日及び届出済番号」を「登録年月日及び登録番号」に改め、同様式を様式第6号とする。

様式第4号の2中「第5条」を「第6条」に、

「

」を「

」
に改め、同様式注2中「届出年月日及び届出済番号」を「登録年月日及び登録番号」に改め、同様式を様式第5号とする。

。様式第16号中「様式第16号」を「様式第16号（第25条関係） 認定書」に、「第21条第1項」を「（昭和39年愛媛県条例第50号）第38条第1項」に改め、同様式を様式第23号とする。

様式第15号中「第17条」を「第25条」に、「申込者」を「申請者」に、「第22条第1項第3号」を「（昭和39年愛媛県条例第50号）第39条第1項第5号」に改め、同様式注に次のように加える。

3 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 営業所における屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置の責任者として5年以上の経験を有することを証明する書類
- (2) 過去5年以内に屋外広告物に関する法令に違反していないことを誓約する書類

様式第15号を様式第22号とする。

様式第14号中「様式第14号」を「様式第14号（第24条関係） 屋外広告物講習会修了証明書」に、「第21条第1項」を「（昭和39年愛媛県条例第50号）第38条第1項」に改め、同様式を様式第21号とする。

様式第13号中「第14条」を「第22条」に改め、同様式を様式第20号とする。

様式第12号の次に次の7様式を加える。

様式第13号（第16条関係） 屋外広告業登録（更新登録）申請書

屋外広告業登録（更新登録）申請書 <div style="text-align: right; margin-right: 100px;">年 月 日</div> 愛媛県知事 殿 住 所 申請者 氏 名 法人にあつては、その 名称及び代表者の氏名 印 電 話 () -			
登録の種類	新 規 更 新	登録番号	第 号
		登録年月日	年 月 日
ふ り が な 氏 名 法人にあつては、その 名称、代表者の氏名			
住 所		郵便番号 (-) 電話番号 () -	
1 愛媛県の区域内において 営業を行う営業所の名称及 び所在地	営業所の名称	営業所の所在地（郵便番号）	電話番号
2 業務主任者の氏名及び所 属する営業所の名称	所属営業所名	ふ り が な 氏 名	摘 要
3 申請者が法人である場合 は、役員（業務を執行する社 員、取締役、執行役又はこれ らに準ずる者）の職氏名	役職名・呼称		ふ り が な 氏 名
4 申請者が未成年者である 場合は、法定代理人の氏名 及び住所	ふりがな 氏 名		
	住 所	郵便番号 (-) 電話番号 () -	
5 他の地方公共団体におけ る登録状況	登録を受けた地方公共団体	登録年月日	登録番号
（愛媛県証紙ちよう付欄）			

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 不要の文字は、抹消すること。

3 記名押印に代えて署名することができる。

4 印のある欄には初回登録の場合、記入しないこと。

5 次に掲げる書類を添付すること。

(1) 誓約書（様式第14号）

(2) 申請者（法人である場合にあつてはその役員を、営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者である場合にあつてはその法定代理人を含む。）の略歴を記載した書面（様式第15号）

(3) 申請者（法人である場合にあつてはその役員を、営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者である場合にあつてはその法定代理人を含む。）の住民票の抄本又はこれに代わる書面

(4) 申請者が法人である場合にあつては、登記事項証明書

(5) 申請者が選任した業務主任者が愛媛県屋外広告物条例（昭和39年愛媛県条例第50号）第39条第1項各号のいずれかに該当することを証する書面

(6) 申請者が選任した業務主任者の住民票の抄本又はこれに代わる書面

様式第14号（第16条、様式第13号関係） 誓約書

誓 約 書

登録申請者、その役員及び法定代理人は、愛媛県屋外広告物条例（昭和39年愛媛県条例第50号）第33条第1項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

申請者 氏 名 （ 法人にあつては、その
名称及び代表者の氏名 ） ㊞

愛媛県知事 殿

様式第15号（第16条、様式第13号関係） 略歴書

略 歴 書
（法人の役員・本人・法定代理人）

住 所

氏 名

㊟

年 月 日生

次のとおり相違ありません。

職 歴	期 間	職 務 内 容	勤 務 先
	年 月 ~ 年 月		
職 歴			
行政処分等	年 月 日	行政処分等 の 内 容	

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 不要の文字は、抹消すること。

3 記名押印に代えて署名することができる。

4 「行政処分等」の欄には、屋外広告物法（昭和24年法律第189号）に基づく条例若しくはこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられた経歴又は同法に基づく条例の規定による処分を受けた経歴について記入すること。

様式第16号（第17条関係） 屋外広告業登録（更新登録）通知書

屋外広告業登録（更新登録）通知書

年 月 日

様

愛媛県知事

印

登 録 番 号	第 号
登 録 年 月 日	年 月 日

様式第17号（第18条関係） 屋外広告業登録事項変更届出書

屋外広告業登録事項変更届出書

年 月 日

愛媛県知事 殿

住 所

氏 名

印

〔 法人にあつては、その名称
及び代表者の氏名 〕

電 話 () -

登 録 番 号	第 号		
登 録 年 月 日	年 月 日		
ふ り が な 氏 名 〔 法人にあつては、その 名称及び代表者の氏名 〕			
住 所	郵便番号 (-) 電話番号 () -		
変更に係る事項	変更前	変更後	変更年月日

様式第18号（第19条関係） 屋外広告業者登録簿閲覧申込書

屋外広告業者登録簿閲覧申込書

年 月 日

愛媛県知事 殿

住 所
氏 名

印

屋外広告業者の
名称又は氏名

注 記名押印に代えて署名することができる。

様式第19号（第20条関係） 屋外広告業廃業等届出書

屋外広告業廃業等届出書

年 月 日

愛媛県知事 殿

住 所

氏 名

印

〔 法人にあつては、その名称及び
代表者の氏名 〕

電 話 () -

登 録 番 号	第 号
登 録 年 月 日	年 月 日
ふ り が な 氏 名 〔 法人にあつては、その 名称及び代表者の氏名 〕	
住 所	郵便番号 (-) 電話番号 () -
届 出 の 理 由	1 死亡 2 合併による消滅 3 破産手続開始の決定による解散 4 解散 (2 又は 3 に該当する場合を除く。) 5 廃止
届出の理由の生じた日	
屋外広告業者と 届出人との関係	1 相続人 2 元役員 3 破産管財人 4 清算人 5 屋外広告業者であつた個人又は法人の役員

様式第23号の次に次の2様式を加える。

様式第24号 (第26条関係) 屋外広告業者登録票

屋 外 広 告 業 者 登 録 票	
名称又は氏名	
法人にあつては、代表者の 氏名	
登録番号	第 号
登録年月日	年 月 日
営業所の名称	
業務主任者の氏名	

35 センチ
メートル
以上

← 40センチメートル以上 →

様式第25号（第29条関係） 身分証明書

（表）

第 号

身分証明書

下記の者は、愛媛県屋外広告物条例（昭和39年愛媛県条例第50号）第45条第1項の規定による立入検査等に従事する職員であることを証明する。

年 月 日

愛媛県知事

印

所 属

職 名

氏 名

年 月 日生

（裏）

愛媛県屋外広告物条例（抜粋）

（報告徴収及び立入検査）

第45条 知事は、屋外広告業者に対して、特に必要があると認めるときは、その業務につき、必要な報告をさせ、又はその職員をして営業所その他営業に関係のある場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則施行の際現に提出されている改正前の愛媛県屋外広告物条例施行規則(以下「旧規則」という。)様式第1号から様式第3号まで及び様式第15号の規定による申請書は、改正後の愛媛県屋外広告物条例施行規則(以下「新規則」という。)様式第1号から様式第3号まで及び様式

第22号の規定による申請書とみなす。

3 この規則施行の際現に旧規則第16条又は第17条第3項の規定により交付されている屋外広告物講習会修了証明書又は認定書は、新規則第24条又は第25条第3項の規定により交付された屋外広告物講習会修了証明書又は認定書とみなす。

4 この規則施行の際現にある旧規則の様式の規定による書類の用紙は、当分の間、これを訂正して使用することができる。

告 示

○愛媛県告示第1341号

知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第15条の5第1項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定した。

平成17年7月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指 定 居 宅 支 援 事 業 者			サービスの種類	指 定 居 宅 支 援 事 業 所		指 年 月 定 日
	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000200229140	社会福祉法人野村町社会福祉協会	西予市野村町野村8号467番地	池 田 忠 幸	知的障害者地域生活援助	グループホーム「そよかぜ」	西予市野村町野村12号666番地	平成17年6月22日

○愛媛県告示第1342号

農業委員会交付金等交付規程(昭和31年12月愛媛県告示第833号)の一部を次のように改正し、告示の日から施行し、平成17年度分の補助金から適用する。

平成17年7月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

第2条第1項(3)の表農業委員会に要する経費の部農地情報利用効率化対策事業に要する経費の項、同部農業委員会等活動強化対策事業に要する経費の項及び同表県農業会議に要する経費の部事務に要する経費の項を削り、同条第3項第1号中「、農地情報利用効率化対策事業に要する経費、農業委員会等活動強化対策事業に要する経費」を削り、同項第2号中「、事務に要する経費」を削る。

第5条第2項中「5部」を「1部」に改める。

様式第2号の(1)中6及び7を削り、8を6とし、9を7とする。

様式第2号の(2)中3から5までを削り、6を3とし、7を4とする。

様式第3号の(1)(2)の表区分の欄4中(2)及び(3)を削り、(4)を(2)とする。

様式第3号の(2)(2)の表区分の欄中5及び6を削り、7を5とし、同様式注3を削る。

様式第8号の(1)中5及び6を削り、7を5とし、同様式8の表業務費の部農地情報利用効率化対策事業費の項及び同部農業委員会等活動強化対策事業費の項を削り、同様式中8を6とし、9を7とする。

様式第8号の(2)中4から6までを削り、7を4とし、8を5とする。

様式第9号の(1)(2)の表4の項中(2)及び(3)を削り、(4)を(2)とする。

様式第9号の(2)(2)の表中

5 業 務 費	
(1) 農地情報利用効率化対策事業費	農地地図情報システム 濃密指導員謝金 円 共有ネットワーク濃密指導員謝金 円 その他 円
(2) 農業委員会活動強化対策事業費	
ア 農業委員及び職員等の研修会等	
イ 農業委員会組織業務効率化	
(3) 連携強化推進体制整備事業費	
6 事 務 運 営 費 等	
(1) 会 議 員 旅 費	
(2) 連 絡 旅 費	会議所総会出席旅費 円 会長会議出席旅費 円 職員旅費 円
(3) 事 務 費	会議開催費 円 運営事務費 円 啓蒙宣伝費 円
7 その他の事業費	

を

「 | 5 その他の事業費 | | | 」
に改める。

○愛媛県告示第1343号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、周桑郡小松町大字安井土地改良区(新名称・小松町

安井土地改良区)の定款の変更を認可した。

平成17年7月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第1344号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、周桑郡小松町第二土地改良区(新名称・小松町第二土地改良区)の定款の変更を認可した。

平成17年7月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第1345号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、周桑郡小松町大字妙口土地改良区(新名称・小松町妙口土地改良区)の定款の変更を認可した。

平成17年7月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第1346号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、周桑郡小松町大字明穂土地改良区(新名称・小松町明穂土地改良区)の定款の変更を認可した。

平成17年7月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第1347号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、周桑郡小松町第一土地改良区(新名称・小松町第一土地改良区)の定款の変更を認可した。

平成17年7月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第1348号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、周桑郡小松町第六土地改良区(新名称・小松町第六土地改良区)の定款の変更を認可した。

平成17年7月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第1349号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、西予市宇和町信里、伊延西及び平野並びに西予市明浜町田之浜、高山及び俵津地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

平成17年7月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 縦覧に供すべき書類の名称

県営土地改良事業(農業用排水施設整備事業・東宇和西部地区)計画書の写し

2 縦覧期間

平成17年7月4日から8月1日まで

3 縦覧場所

西予市役所

○愛媛県告示第1350号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、西予市宇和町伊延東及び伊延西地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

平成17年7月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 縦覧に供すべき書類の名称

県営土地改良事業(ほ場整備事業・東宇和西部地区)計画書の写し

2 縦覧期間

平成17年7月4日から8月1日まで

3 縦覧場所

西予市役所

○愛媛県告示第1351号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、西予市宇和町久保、河内、伊延東、伊延西、加茂、岩木、山田、野田、小野田、田野中及び新城地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

平成17年7月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 縦覧に供すべき書類の名称

県営土地改良事業(ため池等整備事業・東宇和西部地区)計画書の写し

2 縦覧期間

平成17年7月4日から8月1日まで

3 縦覧場所

西予市役所

○愛媛県告示第1352号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第1項の規定により、東温市から協議のあった市営土地改良事業(ほ場整備事業・樋口地区)の施行に平成17年6月20日同意した。

平成17年7月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第1353号

愛媛県漁業調整規則(昭和43年愛媛県規則第22号)第8条第2項(同規則第21条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、瀬戸内海を操業区域とする小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成17年7月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

許可又は起業の認可を申請すべき期間
平成17年7月1日から7月14日まで

○愛媛県告示第1354号

愛媛県漁業調整規則（昭和43年愛媛県規則第22号）第8条第2項（同規則第21条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、宇和海を操業区域とする小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成17年7月1日

愛媛県知事 加戸守行

許可又は起業の認可を申請すべき期間
平成17年7月1日から7月14日まで

○愛媛県告示第1355号

愛媛県工事執行規程（昭和39年8月愛媛県告示第695号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。ただし、改正後の愛媛県工事執行規程第7条の規定は、同日以後に入札の通知を行う工事について適用し、同日前に入札の通知を行った工事については、なお従前の例による。

平成17年7月1日

愛媛県知事 加戸守行

第7条ただし書中「（以下「低入札価格調査」という。）を受けた者のうち、低入札価格調査に係る工事（知事部局以外の県の土木工事及び建築工事等を含む。）を施工中の者又は入札の期日から起算して過去1年以内に低入札価格調査を受けた者との」を「に係る」に改める。

○愛媛県告示第1356号

愛媛県普通河川管理条例（昭和32年愛媛県条例第29号）第3条の規定による普通河川のうち、次の普通河川を廃止する。

平成17年7月1日

愛媛県知事 加戸守行

河川名	区 域
支流 ヨモノコチ川	右岸 八幡浜市川上町川名津戊202番2地先から同市川上町川名津甲160番3地先まで 左岸 八幡浜市川上町川名津戊222番2地先から同市川上町川名津甲154番地先まで
支流 ムカイ川	右岸 八幡浜市川上町川名津戊370番地先から同市川上町川名津甲87番1地先まで 左岸 八幡浜市川上町川名津戊434番地先から同市川上町川名津甲86番地先まで
幹流 宮川	右岸 八幡浜市川上町川名津甲745番2地先から同市川上町川名津甲920番地先まで 左岸 八幡浜市川上町川名津甲705番1地先から同市川上町川名津甲1023番地先まで

幹流 田之浦川	右岸 八幡浜市川上町上泊甲606番1地先から同市川上町上泊甲648番1地先まで 左岸 八幡浜市川上町上泊甲602番1地先から同市川上町上泊甲647番1地先まで
小々支流 ヒトカシ川	右岸 八幡浜市大字八代乙462番1地先から同市大字八代163番地先まで 左岸 八幡浜市大字八代389番1地先から同市大字八代乙393番3地先まで
支流 梶谷川	右岸 八幡浜市日土1番耕地317番地先から同市日土1番耕地305番2地先まで 左岸 八幡浜市日土1番耕地275番地先から同市日土1番耕地271番1地先まで
支流 七ノ川	右岸 八幡浜市日土5番耕地1361番地先から同市日土5番耕地2000番地先まで 左岸 八幡浜市日土5番耕地1365番地先から同市日土5番耕地1519番地先まで
支流 福岡川	右岸 八幡浜市日土5番耕地2505番3地先から同市日土5番耕地2628番地先まで 左岸 八幡浜市日土5番耕地2503番地先から同市日土5番耕地2380番地先まで
支流 アイカワ川	右岸 八幡浜市日土5番耕地3869番地先から同市日土5番耕地3511番1地先まで 左岸 八幡浜市日土5番耕地3210番2地先から同市日土5番耕地2652番地先まで
支流 ムシロダ川	右岸 八幡浜市日土7番耕地4017番2地先から同市日土7番耕地4052番地先まで 左岸 八幡浜市日土7番耕地4010番2地先から同市日土7番耕地4049番地先まで
小支流 ノゾ川	右岸 八幡浜市日土7番耕地3964番地先から同市日土6番耕地2529番地先まで 左岸 八幡浜市日土7番耕地3982番地先から同市日土6番耕地2813番地先まで
小支流 山神坊川	右岸 八幡浜市日土7番耕地4122番地先から同市日土6番耕地2435番地先まで 左岸 八幡浜市日土6番耕地2472番地先から同市日土6番耕地2522番1地先まで
支流 大谷川	右岸 八幡浜市大字栗野浦28番1地先から同市広瀬1356番1地先まで 左岸 八幡浜市大字栗野浦69番1地先から同市大谷口1090番1地先まで
支流 当当地川	右岸 八幡浜市大字栗野浦153番3地先から同市大谷口1071番2地先まで 左岸 八幡浜市大字栗野浦153番1地先から同市大字栗野浦268番1地先まで
幹流 宮ノ浦川	右岸 八幡浜市大字栗野浦470番2地先から同市栗野浦572番2地先まで 左岸 八幡浜市大字栗野浦469番10地先から同市大字栗野浦573番1地先まで
幹流 中袋川	右岸 八幡浜市大字栗野浦489番地先から同市栗野浦484番1地先まで 左岸 八幡浜市大字栗野浦乙26番4地先から同市大字栗野浦495番1地先まで
小支流 坂田川	右岸 八幡浜市矢野町440番3地先から同市矢野町448番4地先まで 左岸 八幡浜市大字五反田1番耕地1番4地先から同市大字五反田1番耕地1番4地先まで

○愛媛県告示第1357号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年7月1日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	名駒友浦線	今治市吉海町名駒542番3から 同町名駒546番2まで	旧	メートル 3.0～3.4	キロメートル 0.078	
			新	3.0～3.4 7.2～46.0	0.078 0.067	

○愛媛県告示第1358号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年7月1日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	名駒友浦線	今治市吉海町名駒542番3から 同町名駒546番2まで	平成17年7月1日

○愛媛県告示第1359号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年7月1日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	松山東部環状線	松山市鷹子町838番8から 同町903番1地先まで	旧	メートル 7.6～8.4	キロメートル 0.156	
			新	7.8～17.8	0.156	

○愛媛県告示第1360号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年7月1日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	松山東部環状線	松山市鷹子町838番9から 同町903番1地先まで	平成17年7月1日

○愛媛県告示第1361号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年7月1日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
一 般 国 道	494号	上浮穴郡久万高原町渋草1307番	旧	メートル 10.5～18.5	キロメートル 0.051	
			新	15.0～24.5	0.051	

○愛媛県告示第1362号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、次のとおり土地区画整理組合の事業計画の変更を認可した。

平成17年7月1日

愛媛県知事 加戸守行

1 土地区画整理組合の名称、事務所の所在地及び設立認可の年月日

(1) 土地区画整理組合の名称
大洲市東若宮土地区画整理組合

(2) 事務所の所在地
大洲市大洲 690 番地の1 大洲市役所内

(3) 設立認可の年月日
平成12年4月7日

2 変更の内容

(1) 事業施行期間

変更前	平成12年4月7日から平成19年3月31日まで
変更後	平成12年4月7日から平成18年3月31日まで

3 変更認可の年月日

平成17年7月1日

○愛媛県告示第1363号

愛媛県屋外広告物審議会規程（昭和36年2月愛媛県告示第138号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成17年7月1日

愛媛県知事 加戸守行

第1条中「第24条」を「第46条」に改め、同条第1号中「第4条第1項第1号」を「第5条第1項第1号」に、「第6号まで、第10号、第11号、第15号及び第16号」を「第8号まで、第12号、第13号、第17号及び第18号」に改め、「第5条第1項第1号、第5号から第8号」を削り、「第7条第1項第4号」の下に「並びに愛媛県屋外広告物条例施行規則（昭和39年愛媛県規則第93号）別表第1第1の2の(7)のウの(ア)及び(イ)」を加え、同条第2号中「第5条第3項」を「第6条第3項」に改め、同条第3号中「第13条、第14条及び第16条」を「条例第15条、第16条及び第18条」に改め、同条第4号中「第19条の2第1項」を「第27条第1項」に改める。

○愛媛県告示第1364号

知事が定める地域等の指定（昭和39年12月愛媛県告示第111号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成17年7月1日

愛媛県知事 加戸守行

前文中「という。）」の下に、「及び愛媛県屋外広告物条例施行規則（昭和39年愛媛県規則第93号。以下「規則」という。）」を加える。

1中「第4条第1項第1号」を「第5条第1項第1号」に改める。

2中「第4条第1項第10号」を「第5条第1項第12号」に

改める。

3中「第4条第1項第11号」を「第5条第1項第13号」に改める。

4中「第4条第1項第15号」を「第5条第1項第17号」に改める。

5中「第4条第1項第16号」を「第5条第1項第18号」に改める。

6中「第4条第2項第10号」を「第5条第2項第10号」に改める。

7を次のように改める。

7 条例第7条第1項第4号の規定により指定する公益上必要な施設又は物件

(1) 防犯灯及び街路灯

(2) 公園等のベンチ

(3) 児童の遊戯施設

(4) 道路交通法（昭和35年法律第105号）に規定する案内標識

8中「条例第5条第1項第6号」を「規則別表第1第1の2の(7)のウの(ア)」に改める。

9を次のように改める。

9 規則別表第1第1の2の(7)のウの(イ)の規定により指定する区間

道路及び鉄道等の名称	指定区間
一般国道11号	県内の全区間
一般国道33号	県内の全区間
一般国道56号	県内の全区間
一般国道192号	県内の全区間
一般国道194号	県内の全区間
一般国道196号	全区間
一般国道197号	県内の全区間
一般国道317号	県内の全区間
県道新居浜角野線	全区間
県道壬生川新居浜野田線	全区間
県道東予玉川線	越智郡玉川町道温泉線との交点から一般国道317号との交点までの区間
県道今治波止浜線	全区間
四国旅客鉄道株式会社予讃線	県内の全区間
四国旅客鉄道株式会社予土線	県内の全区間
四国旅客鉄道株式会社内子線	全区間
伊予鉄道株式会社各路線	全区間

- 注1 道路の区間は、供用開始されている部分に限る。
- 2 松山市の区域に係るものを除く。

訓 令

○愛媛県訓令第12号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関

愛媛県庁事務決裁規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成17年7月1日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県庁事務決裁規程等の一部を改正する訓令

(愛媛県庁事務決裁規程の一部改正)

第1条 愛媛県庁事務決裁規程(昭和51年愛媛県訓令第4号)の一部を次のように改正する。

別表第2県民生活課の表3の部中14の項を16の項とし、13の項を15の項とし、12の項を14の項とし、同部11の項事項の欄中「第24条第2項」を「第26条第2項」に改め、同項を同部13の項とし、同部10の項同欄中「第23条第1項」を「第25条第1項」に改め、同項を同部12の項とし、同部中9の項を11の項とし、4の項から8の項までを2ずつ繰り下げ、3の項の次に次のように加える。

4 不適正な取引行為に対する指導又は勧告(第21条)				
5 不適正な取引行為の消費者への周知(第22条)				

別表第2都市計画課の表4の部1の項事項の欄中「第19条の2第1項」を「第27条第1項、第4項」に改め、同部2の項同欄中「第19条の2第1項」を「第27条第1項」に改め、同部3の項同欄中「第19条の4」を「第29条」に改め、同部4の項を次のように改める。

4 屋外広告業者に関すること。				
(1) 登録の申請の受理(県外に主たる事務所を有する屋外広告業者に係るものに限る。)(第31条)				
(2) 登録の実施及び拒否(第32条、第33条)				
(3) 変更の届出の受理(県外に主たる事務所を有する屋外広告業者に係るものに限る。)(第34条)				
(4) 変更の届出に係る登録及び拒否(第34条第2項)				
(5) 登録簿の閲覧(第35条)				
(6) 廃業等の届出の受理(県外に主たる事務所を有する屋外広告業者に係るものに限る。)(第36条第1項)				
(7) 登録の抹消(第37条)				
(8) 指導、助言及び勧告(第42条)				
(9) 登録の取消し及び事業の停止命令(第33条第2項、第43条)				
(10) 監督処分簿の閲覧(第44条第2項)				

別表第2都市計画課の表4の部5の項を削り、同部6の

項事項の欄中「規則第16条」を「愛媛県屋外広告物条例施行規則(以下この部において「規則」という。)第24条」に改め、同項を同部5の項とし、同部7の項同欄中「第22条第1項第3号」を「第39条第1項第5号」に、「第17条第3項」を「第25条第3項」に改め、同項を同部6の項とし、同部8の項同欄中「第24条」を「第46条」に改め、同項を同部7の項とする。

(愛媛県地方局事務決裁規程の一部改正)

第2条 愛媛県地方局事務決裁規程(昭和55年愛媛県訓令第10号)の一部を次のように改正する。

別表第2県民生活課の表8の部中9の項を10の項とし、同部8の項事項の欄中「第24条第2項」を「第26条第2項」に改め、同項を同部9の項とし、同部中7の項を8の項とし、2の項から6の項までを1ずつ繰り下げ、1の項の次に次のように加える。

2 不適正な取引行為に対する指導(第21条)				
------------------------	--	--	--	--

別表第2管理課の表22の部1の項を次のように改める。

1 屋外広告業者の登録に関すること(県内に主たる事務所を有する屋外広告業者に係るものに限る。)				
(1) 登録の申請の受理(第31条)				
(2) 変更の届出の受理(第34条)				
(3) 廃業等の届出の受理(第36条)				

別表第2管理課の表22の部中1の項の次に次のように加える。

2 屋外広告業者に対する報告徴収及び立入検査(第45条)				
------------------------------	--	--	--	--

別表第4用地管理課の表27の部1の項を次のように改める。

1 屋外広告業者の登録に関すること(県内に主たる事務所を有する屋外広告業者に係るものに限る。)				
(1) 登録の申請の受理(第31条)				
(2) 変更の届出の受理(第34条)				
(3) 廃業等の届出の受理(第36条)				

別表第4用地管理課の表27の部中1の項の次に次のように加える。

2 屋外広告業者に対する報告徴収及び立入検査(第45条)				
------------------------------	--	--	--	--

(愛媛県地方局処務規程の一部改正)

第3条 愛媛県地方局処務規程(昭和56年愛媛県訓令第40号)の一部を次のように改正する。

第13条第2項第20号の次に次の1号を加える。

(20)の2 愛媛県消費生活条例第21条の規定に基づく不適正な取引行為に対する指導に関すること。

第13条第2項中第23号の5を第23号の6とし、第23号の4の次に次の1号を加える。

(23)の5 愛媛県消費生活条例施行規則第26条第2項の規定に基づく処理の経過及び結果の通知に関すること。

第13条第5項第45号を次のように改める。

(45) 愛媛県屋外広告物条例第31条の規定に基づく登録の申請の受理に関すること（県内に主たる事務所を有する屋外広告業者に係るものに限る。）。

第13条第5項第45号の次に次の3号を加える。

(45)の2 愛媛県屋外広告物条例第34条の規定に基づく変更の届出の受理に関すること（県内に主たる事務所を有する屋外広告業者に係るものに限る。）。

(45)の3 愛媛県屋外広告物条例第36条の規定に基づく廃業等の届出の受理に関すること（県内に主たる事務所を有する屋外広告業者に係るものに限る。）。

(45)の4 愛媛県屋外広告物条例第45条の規定に基づく屋外広告業者に対する報告徴収及び立入検査に関すること。

第16条第1項第26号を次のように改める。

(26) 愛媛県屋外広告物条例第31条の規定に基づく登録の申請の受理に関すること（県内に主たる事務所を有する屋外広告業者に係るものに限る。）。

第16条第1項第26号の次に次の3号を加える。

(26)の2 愛媛県屋外広告物条例第34条の規定に基づく変更の届出の受理に関すること（県内に主たる事務所を有する屋外広告業者に係るものに限る。）。

(26)の3 愛媛県屋外広告物条例第36条の規定に基づく廃業等の届出の受理に関すること（県内に主たる事務所を有する屋外広告業者に係るものに限る。）。

(26)の4 愛媛県屋外広告物条例第45条の規定に基づく屋外広告業者に対する報告徴収及び立入検査に関すること。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

公 告

○公 告

争議行為の通知の公表について

全国一般愛媛統一労働組合執行委員長大野久から次のとおり争議行為を行う旨の通知が平成17年6月23日あったので公表する。

平成17年7月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 事件 平成17年度夏季一時金、その他に関する事項
- 2 日時 平成17年7月6日正午より本問題が解決に至る間
- 3 場所 財団法人正光会今治病院
(今治市高市甲786-13)
財団法人正光会宇和島病院
(宇和島市柿原1280番地)
- 4 概要 前記記載の場所において、あらゆる形の争議行為を単独又は併用して実施する。

公営企業公告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成17年7月1日

愛媛県公営企業管理者 和 氣 政 次

1 入札に付する事項

- (1) 件名
土地の売払い
- (2) 売り払う土地の所在地、地目及び地積

所在地	地目	地積	予定価格
四国中央市上柏町字柱尾12番5	宅地	436.68㎡	9,620,000円

2 入札に参加する者に必要な資格等

- (1) 入札に参加する者に必要な資格
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) 契約条項を示す場所等

ア 契約条項を示す場所、入札心得書の交付場所及び問い合わせ先

愛媛県公営企業管理局総務課財産管理係
〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
電話 (089)912 2794

イ 入札心得書の交付方法

アに掲げる場所で交付する。

ウ 現地説明の日時及び場所

平成17年7月22日（金）午後2時

売り払う土地の所在地

3 入札及び開札

- (1) 入札及び開札の日時
平成17年8月1日（月）午後2時

- (2) 入札及び開札の場所
愛媛県四国中央市上柏町1290番地
銅山川発電所

- (3) 入札書の提出方法
持参により提出すること。

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札に際しては、入札金額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関が振出し又は支払保証をした小切手をもって入札保証金の納付に代えることができる。

イ 契約に際しては、契約金額の10分の1の契約保証金を納付しなければならない。

- (3) 入札の無効

2(1)に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した

入札書は、無効とする。

(4) 契約書作成の要否
要

(5) 落札者の決定方法

愛媛県公営企業会計規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第9号）第176条において例によることとされる愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最高価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(6) 売り払う土地の用途制限

ア 落札者は、契約締結の日から5年間、売り払う土地を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供してはならない。

イ アの条件に違反した場合は、県の定める金額を違約金として県に支払わなければならない。

(7) その他

詳細は、入札心得書による。

(2) 入札及び開札の場所

愛媛県今治市石井町四丁目5の5

愛媛県立今治病院

(3) 入札書の提出方法

持参により提出すること。

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札に際しては、入札金額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関が振出し又は支払保証をした小切手をもって入札保証金の納付に代えることができる。

イ 契約に際しては、契約金額の10分の1の契約保証金を納付しなければならない。

(3) 入札の無効

2(1)に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

愛媛県公営企業会計規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第9号）第176条において例によることとされる愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最高価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(6) 売り払う土地の用途制限

ア 落札者は、契約締結の日から5年間、売り払う土地を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供してはならない。

イ アの条件に違反した場合は、県の定める金額を違約金として県に支払わなければならない。

(7) その他

詳細は、入札心得書による。

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成17年7月1日

愛媛県公営企業管理者 和 氣 政 次

1 入札に付する事項

(1) 件名

土地の売払い

(2) 売り払う土地の所在地、地目及び地積

所在地	地目	地積	予定価格
今治市南日吉町三丁目甲23番7	宅地	291.55㎡	16,478,000円

2 入札に参加する者に必要な資格等

(1) 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 契約条項を示す場所等

ア 契約条項を示す場所、入札心得書の交付場所及び問い合わせ先

愛媛県公営企業管理局総務課財産管理係
〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話 (089)912 2794

イ 入札心得書の交付方法

アに掲げる場所で交付する。

ウ 現地説明の日時及び場所

平成17年7月15日（金）午後2時

売り払う土地の所在地

3 入札及び開札

(1) 入札及び開札の日時

平成17年7月25日（月）午後2時